

令和2年6月3日

令和2年第2回  
まんのう町議会定例会会議録

まんのう町議会

令和二年第二回

まんのう町議会定例会会議録  
(六月三日)

まんのう町議会

## 令和2年 第2回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示66号

令和2年第2回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年5月21日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 令和2年6月1日
2. 場 所 まんのう町役場議場

### 令和2年第2回まんのう町議会定例会会議録（第3号）

令和2年6月3日（水曜日）午前 9時30分 開会

#### 出席議員 16名

1番 鈴木 崇 容	2番 常 包 恵
3番 小山 直 樹	4番 京 兼 愛 子
5番 竹林 昌 秀	6番 川 西 米希子
7番 田 岡 秀 俊	8番 合 田 正 夫
9番 三 好 郁 雄	10番 白 川 正 樹
11番 白 川 皆 男	12番 松 下 一 美
13番 三 好 勝 利	14番 大 西 豊
15番 川 原 茂 行	16番 大 西 樹

#### 欠席議員 なし

#### 会議録署名議員の指名議員

6番 川 西 米希子

7番 田 岡 秀 俊

#### 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 常 包 英 希

議会事務局課長補佐 平 田 友 彦

#### 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義

副 町 長 栗 田 昭 彦

教 育 長 三 原 一 夫

総 務 課 長 長 森 正 志

企画政策課長	松浦正吾	地域振興課長	松下信重
税務課長	池下尚治	住民生活課長	山本貴文
福祉保険課長	佐喜正司	会計管理者	黒木正人
健康増進課長	國廣美紀	建設土地改良課長	河田勝美
農林課長	小縣茂	琴南支所長	萩岡一志
仲南支所長	多田浩章	教育次長兼学校教育課長	香川雅孝
生涯学習課長	細原敬弘	地籍調査課長	宮崎雅則

**○大西樹議長** おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

## 日程第1 会議録署名議員の指名

**○大西樹議長** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、6番、川西米希子君、7番、田岡秀俊君を指名いたします。

## 日程第2 一般質問

**○大西樹議長** 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

4番、京兼愛子君、1番目の質問を許可します。

**○京兼愛子議員** 皆さん、おはようございます。一般質問の通告の許可を議長よりいただきましたので、耕作放棄地の対策としての一般質問をさせていただきます。

まず初めに、なぜ私が耕作放棄地と災害ごみの仮置場となる防災広場を結びつけるきっかけとなったのは、四国新聞の豪雨や大規模地震の際、大量発生する災害ごみの収集方法などを事前に定めた災害廃棄物処理計画を策定済みの市町村は、南海トラフ巨大地震対策を進める四国に多い。昨年の台風でも、事前に仮置場を決めていた自治体は、災害ごみの受入れの開始がすぐにできたという記事です。

そこで、質問をさせていただきます。本町の災害廃棄物処理計画は、現在、どのようになっているのかお示してください。よろしく申し上げます。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 京兼議員さんの御質問にお答えいたします。

まず、現在の耕作放棄地の現状といたしましては、農業委員会の委員や農地利用最適化推進委員が農地利用状況調査を毎年8月から10月にかけて行っておりますが、地域の農

業を支える農業後継者が慢性的に不足していることなどから、遊休農地が増加傾向にあり、町内の農地面積の約5%が未耕作の状態となっております。

**○京兼愛子議員** すみません、災害廃棄物処理の計画を聞いてるんですけど、まず最初に。

**○栗田町長** すみません。未耕作状態の農地であっても条件が良い農地は認定農業者や地域の中核を担う農家の方々に売買や貸借のあっせんを行っておりますが、そういった方々も既に多くの農地を管理、耕作していることもあり、農業委員会や香川県農地機構を中心に、集落営農組織の立ち上げや新規就農者の育成を支援しているところでございます。

次に、耕作放棄状態にある農地を有事・災害時に備えて利用することにつきましては、まずは地域内の河川や池、土地の起伏、高低差など、地形や周辺環境などを地域住民の方で掌握いただき、避難場所や安全な避難ルートを確認していただきたいと思います。それを踏まえて、当該耕作放棄地が災害発生時に有効な土地であるかの判断が必要であります。

また、災害発生後の災害ごみの集積場所につきましては、他県での状況を見ましても、多量のごみの対応に苦慮しており、農地の所有者の御厚意により、災害ごみの仮置場として提供され、地域住民の相互協力がなされていた事例がありました。

災害ごみ仮置場の選定方法は大きく3段階で考えております。

まず、第1段階として、法律、条例により規制されていない区域や土地（行政施策との整合性、自然環境、防災等から対象外である）、次に、第2段階として公園、グラウンド、公民館、廃棄物処理施設等の公有地の利用を基本とし、面積、地盤、形状、現状の土地利用を配慮し、公有地で確保できない場合は私有地も検討していきます。

そして、第3段階として、自然環境、周辺環境、運搬効率、用地取得の容易性等から順位づけを行います。

また、災害ごみ仮置場を管理・運営するための留意事項として、飛散防止、臭気・衛生対策、汚水の土壌浸透防止のための舗装、発火・火災防止及び火災を受けた災害廃棄物の対策などが上げられます。

以上のことから、まずは当該放棄地の所有者が仮置場としての利用に同意されるのかどうか、そのことと比較し、今後も耕作を放棄されるのかどうかの意思確認が必要でございます。そして、周辺の方々の御了解が得られるのか、また、地元自治会等によって維持管理いただけるかの確認も必要でございます。

いずれにいたしましても、町行政といたしましては、まんのう町地域防災計画や避難所マニュアルなどで災害発生時、災害発生後における住民の方々の安全と生活の面で対策を計画しておりますが、地域住民の方々の相互協力は必要不可欠でございます。そうしたことから、今後も防災の出前講座や防災訓練を通して地域の実態に即した対策を地域の方々と連携してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

**○大西樹議長** 4番、京兼愛子君。

**○京兼愛子議員** 御答弁ありがとうございました。私の一般質問の質問のやり方がち

よっと前後になりましたが、全国的に問題になっている耕作放棄地は、少子高齢化の進む本町でも加速しています。豊かな自然を背景にした純農村の景観を残す美しい町ですが、最近では住宅近辺地でも耕作放棄地の増加が見られるようになりました。

現在は新型コロナウイルス拡大防止対策のため、世界中、そして日本でも取り組んでいますが、まだまだ収束の気配はありません。

しかしながら、豪雨災害や大規模地震は突然発生し、場所も未定です。本町でも起こり得る可能性があります。そして、被災直後から自治体は災害ごみの受入れを開始しなければなりません。しかし、事前の仮置場を決めていたならば、混乱する事態は発生しません。

そこで、私は耕作放棄地の今後の利用の方法として提案します。

各自治会の幹線道路沿いにある耕作放棄地を災害広場と名づけて整理をしていただき、平日頃は地域や高齢者の憩いの場として使用し、美化活動を各自治体に委託することでより親しみのある広場となり、美しく快適な便利な生活ができる町として発展するのはないかと考えます。

そして、災害が起きると、即座に防災広場が地域の仮置場となります。高齢化が進む本町にとっては、自治体近辺にあること、親しみがある場所であることから、スムーズに行動ができるのではないかと考えます。耕作放棄地の対策の具体的な計画案として、防災広場の検討を前向きに考えていただきたいと思います。御答弁よろしく申し上げます。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 京兼議員さんの災害時の防災広場についてお答えいたします。

耕作放棄状態にある農地を有事、災害時に備えて利用することにつきましては、まず地域内の河川、池、土地の起伏、高低差など、地形や周辺環境などを地域住民の方で把握いただき、避難場所や安全な避難ルートを確認していただきたいと思います。

それを踏まえて、当該耕作放棄地が災害発生時に有効な土地であるのか判断が必要でなからうかなというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

**○大西樹議長** 4番、京兼愛子君。

**○京兼愛子議員** 御答弁ありがとうございました。

先ほど私が質問しました災害廃棄物処理計画はどうなっているのかお示しいただきたいのですが。

**○大西樹議長** 住民生活課長、山本貴文君。

**○山本住民生活課長** ただいまの京兼議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

まんのう町では災害廃棄物処理計画というのを平成31年3月に策定しております。内容としましては、災害が発生した場合の家屋解体等による災害廃棄物の発生量とか廃棄物の処理の流れ等々、今、申されました仮置場についてですとか、そういったものをもろもろこちらの処理計画の中には入れております。

内容としましては、災害が発生した場合の家屋解体等による災害廃棄物の発生量につきましては、香川県災害廃棄物処理計画で試算をされております。

発生頻度が数十年から百数十年に一度と言われております震度4から6弱の南海トラフ地震のレベル1の場合、約8トンごみが出ると試算されております。千年に一度、あるいはさらに低いと言われております震度5強から7の南海トラフ地震レベル2の場合、1万5,770トンとなっております。昨年、町が収集したごみの量が3,000トン弱でありますので、レベル2の場合ですと、大体5倍強の量になるかと試算されております。

これら廃棄物に併せ片づけごみ等を一時的に保管処理する場所として、町有地のリストの中で被災地から近い場所の遊休地や公園、グラウンドの中から、廃棄物の量に見合った一時仮置場を選定します。住民の皆様は集会所等の地域の仮置場に可能な限り分別して廃棄物を出していただきます。そこから一時仮置場への運搬につきましては、原則として町が行いますが、必要に応じ町の許可業者等に協力を依頼いたします。

また、大規模災害により地域で広い仮置場の確保が難しい場合は、町の運搬と併せ、可能な範囲で自主防災組織や住民の方に直接一時仮置場に持ち込んでいただくようになります。

一時仮置場に集積された廃棄物は、木材、コンクリートがら、金属くず、危険物等に選別します。直接処分場に搬出できるものは処分場に、リサイクル可能なものは専門業者に引渡し処理します。分別ができない混合廃棄物につきましては、必要に応じ二次仮置場を設けて、仮設の処理設備により可燃物、不燃物、金属くずなどに選別します。可燃物は仲善クリーンセンターでの処理、不燃物はエコランド林ヶ谷での埋立て、その他のごみは極力再生資源として活用したいと考えております。

発災後は被害状況や廃棄物の発生量を把握し、災害廃棄物処理計画を基に速やかに災害廃棄物処理実行計画を立て、最長でも3年をめどに災害廃棄物の処理を完了したいと考えております。

以上、もろもろこの災害廃棄物処理計画の中に入れております。よろしく申し上げます。

**○大西樹議長** 4番、京兼愛子君。

**○京兼愛子議員** 御答弁ありがとうございました。

私は耕作放棄地の対策として、日々、考えています。本町が耕作放棄地に対して他の自治体の先駆けとなる施策を考え、実現することにより、本町がより美しい町になると確信し、一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

**○大西樹議長** 以上で、4番、京兼愛子君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

3番、小山直樹君、1番目の質問を許可します。

**○小山直樹議員** おはようございます。3番、小山直樹です。よろしくお願いいたします。

それではまず、第1の質問をしたいと思えます。

まず最初に、新型コロナウイルス感染症のワクチンの実用化まで1年から2年かかると報道されております。収束まで長時間かかることを覚悟しなければなりません。町役場へ

のコロナに関する問合せは総務課が窓口になっていると聞いておりますが、コロナ専用の相談窓口を本町に設置すべきではありませんか。町長の答弁を求めます。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 小山議員の新型コロナウイルス危機における町の対策についての御質問にお答えいたします。

コロナ相談窓口センターを設置すべきではないかという御質問でございますが、まんのう町では2月27日に新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げ、対策本部事務局は総務課となっており、総務課がコロナ相談の窓口となっておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

**○大西樹議長** 3番、小山直樹君。

**○小山直樹議員** 総務課の業務も大変だと思いますけども、よろしく願いいたします。

さて、人類の歴史において、ペストやコロナ等の疫病の大流行が大量の死者を出し、経済と文明を衰退させ、国家を滅ぼす原因となってまいりました。古くは東ローマ帝国で大流行し、帝国内の人口を半減させ、帝国滅亡の一因になりました。また、モンゴル帝国は史上最大の領土を持つ強国でありましたが、この帝国を崩壊させたのもペストのパンデミックでありました。14世紀に起きたペストの大流行では、当時の世界人口の4億5,000万人のうち1億人が死亡し、イングランドやイタリアでは人口の8割が死亡したと言われております。

日本もコレラの大流行によって大量の死者を出した歴史があります。幕末の1858年、長崎から侵入し、全国に流行し、大量の死者を出しました。江戸だけでも死者10万人余り、あるいは26万人余りに上ったとも言われております。

また、1918年から20年、皆さんも御存じのスペイン風邪として知られるインフルエンザの大流行は、人類史上最悪の感染症の災厄となりました。全世界の推計死者数は1,700万人から5,000万人、一節には1億人に達したとも言われておりますが、日本でも患者が2,300万人、死者は38万人という大惨禍でありました。もちろん医学も医薬品や医療施設も未発達な時代と今日とを同一視はできませんし、新型コロナウイルス感染症はできません。

今度の感染症は感染者が世界で617万人を超え、死亡者は37万2,000人を超えました。国内ではPCR検査が人口の僅か0.2%程度という圧倒的に少ない下で患者が1万7,000人を超え、死亡者が900人を超えております。今も世界でパンデミックは続いております。この秋から冬に第2波が来るとも予想され、収束の兆しは見えてまいりません。

諸外国と比べて緩い外出制限、日本国民の多数が政府の対応に批判的であるにもかかわらず、人口当たりの死亡率がドイツの4.7%には劣るものの、5%ほどと世界でも低い部類に入り、感染者数も減少傾向にあることは、全て不可思議によい方向に向かっている



ように見るとアメリカの外交誌フォーリン・ポリシー電子版は5月14日に述べています。

フォーリン・ポリシーは、また、日本政府の新型コロナウイルス対策はことごとく間違っているのに、死亡者数が圧倒的に少ないのは不可思議とし、また、その原因は単に運がよかったからか、政策が正しかったからかを知ることは難しい、こう述べて、日本のPCR検査件数が国際水準を大きく下回り、実際にどれくらい感染が広がったのか分からないことが事態を複雑にしている、こう指摘しています。

ただ、全体としては相手を気遣い、人との距離を取り、握手を避け、清潔さを心がける日本の文化が感染者数の抑制に大きな役割を果たしたと評価しております。日本の医療従事者の高い技術力、献身的な奮闘を評価することを忘れていていると思いますが、この分析は間違っていないと思います。

町長に聞きます。今回の新型コロナウイルス感染症は、ワクチンが実用化し、収束するまで、3密を避けるなどの自粛を伴う新しい生活が求められております。それまでの間、どのように町民の営業と暮らしを守っていかうと考えておられますか。今の率直なお考えをお聞かせください。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 小山議員さんのワクチンができるまでどう対応していくのかという御質問にお答えいたします。

まず、住民の生活、暮らしを守るためには、新しい生活様式であります、①屋内外を問わず三つの密を徹底的に避ける。②人との間隔はできるだけ2メートル、最低1メートル空ける。③人と接するときは症状がなくてもマスクの着用。④行動が密につながらないよう買物などの用事はできるだけ少人数で出かける。⑤毎朝、体温と健康のチェックを行い、体調が悪いときは仕事を休む。⑥小まめな手洗い、手指消毒、せきエチケットの徹底。⑦バランスの良い栄養、十分な睡眠時間、適度な運動を取るという行動を呼びかけるとともに、事業者においては、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインや今後における適切な感染防止対策に基づき、感染防止対策を徹底するよう協力依頼が出されております。まんのう町も国や香川県の方針に沿って対応してまいりたいと考えております。

次に、町内事業者に関しましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための香川県における緊急事態措置等による休業要請等に全面的に協力いただいた中小企業等に対し、香川県感染拡大防止協力金を香川県が支給しており、5月7日から申請の受付を開始しています。まんのう町におきましても、香川県の支給決定を受けた事業者に対して香川県の協力金の半額を支給することとして、5月12日から申請の受付を開始いたしております。香川県の休業要請や協力依頼及び食事提供施設の営業時間短縮要請につきましては、社会生活を維持する上で必要な施設については対象外となっており、協力金は支給されません。協力金の支給されない事業者や新型コロナウイルス感染症の影響を多大に受け、大変厳しい状況になっている事業者が多いことから、プレミアム商品券を発行し、多種の業種に使

用していただき、事業者を支援していただければと思います。

また、国や香川県においても、持続化給付金や雇用調整助成金等により中小企業等を支援しておりますので、活用いただければと思っておりますので、よろしくお願いたします。

**○大西樹議長** 3番、小山直樹君。

**○小山直樹議員** ありがとうございます。日本国憲法は戦前の大日本帝国憲法下で国家緊急権が乱用された歴史の反省から、これを否定しました。緊急事態には事前に個別の法律を準備して対応するという考えに立っております。現に感染症に対しては感染症法や検疫法、新型インフルエンザ対策特別措置法などがあります。原発事故には原子力災害特別措置法があり、災害全般については災害対策基本法があります。

これらの法律や憲法に不備があるから、今回の危機が深刻化しているのでしょうか。そうではありません。今回、新型コロナの防御にとって、水際対策がまず重要だったわけですが、入国管理法5条では、入国拒否の措置はいつでも取れます。しかし、1月に広がり始めた感染に対し、アメリカ、中国からの入国を拒否したのは4月3日でした。既に国内でクラスターが広がった後です。感染症で最も重要な国内にウイルスを入れないという水際対策を、法律があるのに完全に怠りました。

クルーズ船ダイヤモンド・プリンセスからの上陸についても、検疫法には質問権や診察、検査権があり、患者隔離も強制できます。あそこまで蔓延させる前に有効な対処をすることは可能でした。

また、感染法では、都道府県知事は検体の採取、健康診断や入院の強制ができます。いずれも個人の移動の自由を制限する強力な権限であります。日本国憲法の下でも国民の命や人権を守るためにどうしても必要な場合は、最小限度の人権制約が可能であります。感染の有無を調べるPCR検査の遅れが今回の感染拡大の要因となりました。政府は病院のベッドが足りなくなる、こう言って検査を絞ってきました。

しかし、感染症では指定感染症に指定された場合に、陽性患者は原則入院の定めはありません。軽症者をホテルなどで保護し、重症者のためにベッドを空けながら検査を進めることは法律上可能だと。ところが、全て病院へという運用を見直したのは4月2日になってからです。感染を拡大させる可能性のある軽症者を検査も保護もせず、市中に放置してしまいました。

こうした安倍政権の対応のまずさの背景に、3月24日までオリンピック延期の判断ができなかったことがあると思います。一大経済イベントとしてオリンピック開催にこだわり、初動を誤り、本格的な対策の準備を怠りました。

そもそもウイルス対策は歴史的、国際的経験からよく学び、日頃から準備をすることが最も重要であります。この間のアジアでも、サーズや新型インフルエンザ、マーズの経験から、各国は様々な緊急対策をしまりました。

ところが、この間、国立感染症研究所の予算を3分の1に減らし、人員も減らしてきま

した。感染症対策を担い、健康、危機管理の重要な組織と位置づけられた全国各地の保健所は、効率化によって、1990年には全国に850か所ありましたが、今は469か所です。琴平の保健所もなくなりました。もちろん予算も人員も減らされました。職員総数3万4,000人から2万8,000人に減っております。中でも医師は4割以上、今、減っております。

病院のベッドもどんどん減らしてきました。厚生労働省の滝宮病院への統廃合問題、断念をしております。それが現在の医療崩壊の危機の根本にあるものです。

公的機関の統廃合を進めて、危機へのきめ細かい対応ができないようにしてまいりました。根本的準備を怠っておりながら、とても先進国とは言えないコロナ対応を棚に上げて、事後的に緊急事態条項の創設を今になって主張していると。権力集中を図っても、今回の対応を見れば、何を言わんやでしょうか。

また、これまで外出自粛や営業自粛を呼びかけはするものの、その実効性を確保するための非常の補償措置を取ることに後ろ向きで、国民や野党の声に押されて、今、少しずつ補償が進み出しました。政府は憲法25条を無視しているのではないのでしょうか。国民全体が人的、経済的打撃を受けているのに、この危機になぜ資金投資をしないのか。コロナ対策の混迷や遅れの原因を憲法や法律のせいにするのは私は筋違いだと思います。

新型コロナウイルス感染拡大の危機の下で、個人と社会を保護する国の役割がかつてないほど鋭く問われております。今、多くの方がこれほど政治を身近に感じたことはないと言っております。

テレビのワイドショーでも治療薬やワクチンの開発、PCR検査体制の強化や感染拡大防止策、医療体制の崩壊をどう食い止めるかとかんかんがくがくの議論となっております。その中で世論の関心が最も強いのが人の移動制限、活動制限に伴う休業から生じた莫大な損失の補償問題であります。治療やワクチンが未確立な下、人の移動そのものを制限し、感染拡大を防ぐしかない状況であります。感染爆発が起きた欧米諸国では、ロックダウンと言われる強制的都市封鎖も行われました。移動制限は社会経済活動の広範な制限をもたらし、休業にとどまらず、大規模な倒産、失業が発生しつつあります。

世界的にも昭和の初めの大恐慌を超える史上最大の経済危機が警告されております。ところが、政府は国民の休業補償に一貫して後ろ向きで、4月30日に成立した補正予算でも、一度きりの10万円の給付金にとどまっております。

安倍政権は、5月4日、緊急事態の延長を決めました。このときも、安倍首相の会見では、追加措置に言及したものの、状況を見極めてという曖昧な表現にとどまっております。スピード感がありません。危機意識があまりにもなさ過ぎます。長くなってすみません。国の責任をどう考えるべきでしょうか。

憲法25条は第1項で「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」として、第2項で「国は、すべての生活部面について社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」、こう定めております。2項にある公衆

衛生には、伝染病対策が含まれます。新型コロナウイルスから国民を守ることは、国に課せられた大きな責務であります。感染拡大防止策の要が国民の移動制限であります。移動制限のため、皆が安心して休業するには、休業から生じる損失補償が必要であります。この点で補償は感染拡大防止策の実効性確保に必要不可欠であり、国民の命と健康を守るために必要な医療、検査体制強化の費用と性質は同じと言えます。

また、新型コロナウイルス感染拡大という社会全体を覆う災いで、国民の命と健康が直接脅かされ、経済と国民の生活、生存が危機にさらされています。この下で移動制限や自粛要請によらなくとも、感染の影響で経済活動がストップせざるを得ない状況で、現金給付を継続しなければ国民は生きていけないし、経済、文化の基盤も崩壊してしまいます。それを国が補償することは、憲法25条の本来の要請ではないでしょうか。

また、財産権補償を定める憲法29条が個別に財産権を収用する場合に補償を求めていることから見ても、自粛と補償は一体であるべきであります。

今すべきことは、この大きな災禍の中で町民の命と暮らしをいかに守るかということです。休業補償や医療支援に後ろ向きの政府の姿勢の根本にあるのは、この憲法25条を無視し、医療、介護、年金等の社会保障制度を削減し、破壊してきた構造改革路線があります。大企業の利益優先で、その税や社会保障負担をどんどん減らしてきました。

一方で、私たち国民の社会保障予算を削減し続けてまいりました。同時に、平時においてさえ、ぎりぎりゆとりのない状況に追い込まれた医療体制では、危機に脆弱で、たちどころに医療崩壊しかねない危険も深刻な現実として浮かび上がっています。憲法25条の国づくりのこれを根本に据え直す、このことが、今、大きく問われていると思います。

全国知事会は1兆円の臨時交付金では足りない、せめて2兆円交付してくれ、こう要望しました。非常事態宣言が解除されても、コロナ危機は去ったわけではありません。元の生活に戻ることもできません。新しい生活、自粛を伴う日常が始まります。今後、ますます経済危機が深刻になると予想されております。第2次、第3次の生活や営業への援助が、補償が必要になってくると考えられます。

県内の各市町独自の支援策を発表しました。四国新聞に出ておりましたが、5月25日と27日に市と町のこういう一覧表を出しております。まんのう町は他市町と比べてどうであったでしょうか。町民が納得できるものとなっていたでしょうか。本来は政府が手当てすべきものと考えますが、政府の支援の中身は、借金をして、この危機を何とか乗り越えてくれという無責任な態度を取っているように私には思えてなりません。

本議会に提案された第2次の支援策には、育英会を利用する学生への支援策があり、支持できるものはありますが、全国の自治体の中には、水道の基本料金を2か月分無料にするところも出ております。プレミアム商品券が今回の支援策の目玉としてしか見えませんが、当面の対応策としてこの第2次の支援策は十分であると町長は考えておられますでしょうか、答弁を求めるものであります。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 小山議員の3番目の質問にお答えいたします。

最初に、新型コロナウイルス感染症の影響で収入の減っている町民の皆さんや、休業要請等や不要不急の外出自粛により影響を受けている事業者を支援するために、5億1,263万円の予算規模でプレミアム率30%のスーパープレミアム商品券を発行し、町民の皆様の生活安定と町内消費の喚起による町内事業者を支援してまいります。

プレミアム商品券は1セット千円券13枚を1万円で購入でき、一人につき2セットまで購入できます。町内住民全員が購入できるようにしておりますので、国から支給される10万円の特別定額給付金の一部をプレミアム商品券の購入に充てていただき、町内で利用することで、内需拡大、地域経済の下支えをしてもらいたいと考えております。

次に、住民の皆様からの要望も多い感染予防対策事業につきましては、6月補正予算において、感染予防を徹底するため、公民館、小学校、こども園及び診療所で使用する非接触型体温計や消毒液などを購入する事業に767万7,000円を計上いたしました。

また、防災活動支援事業として519万7,000円を計上し、町内にある31の避難所にマスク、消毒液及び非接触型体温計を購入し、災害時にも感染予防を徹底いたします。

次に、GIGAスクール整備事業費として、委託料、工事請負費、備品購入費、合わせて2億5,357万2,000円新規計上いたしております。この事業における小中学校のネットワーク整備事業には、国庫補助金のほか地方債を5,500万円充当いたしております。全小中学校の児童生徒一人に一台のタブレット端末支給事業では、国庫補助金のほか財政調整基金を1億959万9,000円、新型コロナウイルス関連の地方創生臨時交付金を1,928万円充当いたしております。

また、新型コロナウイルス対策関連補助事業として、町内の奨学金を受給している奨学生に援助金として一人5万円を支給する補助金に25万円、要保護、準要保護、特別支援就学児童生徒200名に対して一人1万円を支給する扶助費を200万円新規計上いたしております。以上が、6月補正に盛り込んだ町独自施策事業としての第2弾の施策でございます。

今後は国の対策や社会情勢を見極めながら、住民の方々や議員各位、各種分野の方々の幅広い意見を聞きながら、住民目線で相互協議により次なる施策を検討してまいりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

**○大西樹議長** 3番、小山直樹君。

**○小山直樹議員** 今回のコロナ危機は、日本と世界の在り方を問うものとなったのではないのでしょうか。今起きている新型コロナウイルス感染症のパンデミックは、人類の歴史の中でも最も深刻なパンデミックの一つとなっております。このパンデミックは、日本と世界の在り方、本当にこれでいいのかということを問うものとなっているのではないのでしょうか。

私は三つの点で考えてみたいと思います。

一つ目は、新自由主義の破綻が明らかになった、こういうことであります。全てを市場

原理に任せて、資本の利潤を最大化にしていこう、あらゆるものを民営化していこうという、この新自由主義が今度のパンデミックによって破綻がはっきりといたしました。それはEUによって医療費削減などの緊縮政策を押しつけられたイタリアやスペインなどの国々が、この大きな犠牲を強いられているということを見ても明らかであります。

日本を考えてみても、構造改革の掛け声で医療費削減政策が続けられ、急性期ベッドを減らしていく、公立・公的病院を統廃合していく、どんどん保健所を減らしていく、こういうやり方によって、日常的に医療の逼迫状況を作ってしまったことが、今回の危機に対して大変脆弱な状態を作り出しております。

例を挙げますと、全国の感染症指定病床、1998年末には9,134床ありましたが、昨年末には1,884床にまで減っております。医師の絶対数も不足していることが、今回の危機を招いています。OECD加盟国の人口10万人当たりの平均医師数は3.5人ですが、日本は2.4人です。加盟国平均にするには、14万人の医師を新たに養成しなければなりません。

雇用を考えても、労働法制の規制緩和を続けて、使い捨て労働、非正規労働者を広げてまいりました。人間らしく働けるルールを壊してきた、そのことの矛盾、今のコロナ危機の下で派遣やパートで働く人々の雇い止めという形で噴出し始めております。

新自由主義による社会保障、福祉切捨て路線を転換して、社会保障、福祉に手厚い国をつくっていく、労働法制の規制緩和路線を転換して、人間らしい労働のルールをしっかりと作り上げていくことが、今、強く求められていると思います。

経済の在り方も、これまでのような、一方で内需、家計に犠牲を負わせながら、専ら外需に依存してきた経済の在り方、さらには、医療、介護など人々のケアに必要な物資、外国に頼って、いざというときにマスクがない、消毒液がない、PCR検査機が足りないなど、そういう状態が起きました。食糧、エネルギーをも海外に頼ってきたこの経済の在り方が、今回の機会に見直されるべきだと思います。内需、家計を経済政策の軸に据え、人間の命にとって必要不可欠なものは自分の国で作る、そういう経済への転換が求められていると思います。

忘れてならないのは、今回の危機でも深刻なコロナ差別が起きたということでもあります。とりわけ、医療従事者の子弟への差別であります。ジェンダー平等社会、全ての差別がない社会をつくっていくことも切実な課題として見えてまいりました。

二つ目は、資本主義という体制そのものが今度のパンデミックで問われていると考えます。世界資本主義の矛盾の二つ、格差拡大と環境破壊であります。これが顕在化、激化しているというのが現状ではないでしょうか。格差拡大という点では、ウイルス自体は富めるものと貧しいものを区別はしませんが、感染症による犠牲は富めるものと貧しいものに平等に降りかかるわけではありません。一番の犠牲になっているのは、貧困の下に置かれている人々であります。

アメリカの状況を見ても、黒人やヒスパニックの方々の死者が圧倒的に多い。格差拡大

という問題がパンデミックの下、アメリカでも大問題になっております。

日本でも、経済的、社会的に弱い立場に置かれている人々に大きな犠牲が強いられております。

格差拡大の問題は、先進国の内部の問題だけではありません。先進国と途上国の格差拡大の矛盾もパンデミックの下で噴出しております。特に多くの途上国で、医療体制などは弱い下で、多くの犠牲がこれから出ることが懸念されております。

21世紀の資本主義の下での異常な格差拡大、先進国の国内でも、世界的な規模でも格差が異常なレベルにまで拡大している。その矛盾がパンデミックの下で顕在化し、激化しています。こういう体制を続けていいのかという問題を人類に突きつけているのではないのでしょうか。

もう一つ、この体制の下での地球的規模での環境破壊という問題がパンデミックに深く関わっていることです。人類の歴史の中で感染症の流行は、人類が定住生活を始めたとき以来のものと言われております。ただ、この半世紀くらいは新しい感染症が次々と出現しております。エイズ、エボラ出血熱、サーズ、今回のコロナウイルス感染症などでありませ

す。厚生労働省によれば、ここ30年の間に少なくとも30の感染症が新たに発見されております。一つの背景として、多くの専門家が共通して指摘しているのが、人間による無秩序な生態系への侵入、環境破壊、これらによって動物と人間の距離が縮まって、それまで動物が持っていたウイルスが人間にうつってくる、そういうことによって新しい感染症が出現する、あるいは地球温暖化によって住む場所を奪われた動物が人間と接触する、こういう問題も言われております。

感染症の多発という問題の背景にも、資本主義の利潤第一主義の下での自然環境での破壊という問題が横たわっております。こうして格差拡大という点でも、利潤第一主義を本性とする資本主義という体制そのものがパンデミックの中で問われております。

環境破壊を顧みることのない利潤第一主義という生産様式を変えなければ、新型コロナウイルス感染症が収束したとしても、次のより危険なパンデミックに襲われる可能性もあることを私たちは覚悟しなければなりません。もちろん、今は目の前のパンデミックの解決に最大の力を注がなければならないということは言うまでもありません。

三つ目は、国際社会の秩序が試されているということでもあります。深刻なパンデミックに遭遇している現在、国際社会がこれに協調して立ち向かえているとは言えない問題があります。

一方で、世界最大の資本主義国であるアメリカが自国第一主義の立場に立って、国際的な協力によってパンデミックを乗り越えるという取組に背を向けているという大きな問題があります。WHOに今後検証が必要な場合があるにせよ、その言動は愚かと言うほかはありません。

他方で、世界第二の経済大国である中国は、人権侵害と覇権主義という体制の問題点が

パンデミックを通じて表れております。中国の初動の遅れは、明らかに人権の欠如という体制の問題と結びついたものでしたし、中国指導部がパンデミックの下でも東シナ海、南シナ海などでの覇権主義的行動をやめようとしていない、尖閣諸島に領海侵入する、こういうばかなことをやっております。国際協調にとって障害となっております。危機の下、米中が対立し合う、覇権争いをする、こういう状況が生まれております。

時間がないのではしょってまいります。そういう状況の中で、私は三つの点で考えてみましたけれども、通告にはありませんが、町長として、聞いておられて感想をどういふふうに思われたか、感想があればですが、どうぞ。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 小山議員さんの質問にお答えします。

今回の新型コロナウイルス対策ということで、世界的にもいろんな問題が浮上して見えてきました。そういったことで、今までのことを、いま一度、立ち止まって見直すいい機会にもなるのかなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

**○大西樹議長** 3番、小山直樹君。

**○小山直樹議員** 2番目、3番目の質問については、委員会のほうに回して、私の質問はこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

**○大西樹議長** 以上で、3番、小山直樹君の発言は終わりました。

ここで、休憩を取ります。

議場の時計で10時45分。

**休憩 午前10時28分**

**再開 午前10時45分**

**○大西樹議長** 休憩を戻して、会議を再開します。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

14番、大西豊君、1番目の質問を許可します。

**○大西豊議員** ただいま発言の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問を行います。

昨日、今日と2日間にわたり同種の一般質問がありますが、重複する部分があると思いますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

1番目に、町の公金着服事案について、町の対応はどうだったのか、具体的に調査した内容についてお知らせいただきたいと思っております。

31年2月4日、琴南地区、1名来庁、31年3月6日、懲戒処分委員会の処分、31年3月11日、辞職願、31年3月29日、本人勤務、31年3月31日付退職ということで、この間、前回の一般質問におきましても、損金が850万円増大しております。そういうことも含めて御答弁をいただきたいと思っております。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。



**○栗田町長** 大西豊議員の1番目の質問にお答えいたします。

最初に、昨年2月4日に琴南地区の方が元職員が地元の自治会費などを着用しているとの話をしに町役場に来られました。それを受けて本人に確認したところ、最初は否定していましたが、認めたため、町が補助をしている自治会費を着用しているということなどに鑑み、3月6日付で懲戒処分委員会を開き、減俸0.1か月を6か月間という処分といたしました。

その後、3月11日に本人から辞職願が提出され、平成31年3月31日付をもって依願退職ということになりました。

具体的には、2月から3月にかけて、本人に幾度となく公金の着用がないのか問い正してまいりましたが、本人は公金については着用など不正なことはしていないと否定し続けておりました。しかしながら、自治会費の着用は認めたことにより、懲戒処分としたところがございますので、よろしくお願いたします。

**○大西樹議長** 14番、大西豊君。

**○大西豊議員** これまでの答弁と同じような答弁でありましたが、人事院のホームページを見てみますと、懲戒処分の指針ということが平成12年3月31日、最終改正では平成30年9月7日付で発表されております。

人事院では、このたび、懲戒処分がより一層厳正に行われるよう、任命権者が懲戒処分に付すべき判断した事案について、処分を決定するに当たっての参考に供することを目的としたことをうたわれております。

例えば、公金の場合におきましては、公金または官物を横領した職員は免職とすることがうたわれております。また、公務外非行関係について、横領、自己の占有する他人のものを横領した職員は免職または停職とする。窃盗、強盗、他人の財産物を窃取した職員は免職または停職とするということがうたわれております。常に我々議会では上位法に従って町政運営を行っていると思っております。

そういう中で、もしそういうことが守られていれば、前回の一般質問の中で、平成31年2月4日の地元自治体の関係者からの通帳の手書きで写されたようなものの指摘は、役場の公金問題でなく、別ということで調査しなかった。

その後、本人に確認したら、返済するということだったということで、今回、いろいろなことがあって、外部監査、また、有識者、専門家にいろいろ委ねておるところでございますが、基本、上位法にのっとって町が対応しておれば、損金の増大が免れていたのではないかと思います。その判断について、再度、答弁いただきたいと思っております。

**○大西樹議長** 副町長、栗田昭彦君。

**○栗田副町長** 大西議員さんの御質問にお答えいたします。

地元の方が来られまして、その間、元室長がそういう行為の事実を認めたということで、まんのう町の中にも懲戒に関する委員会がございます。これは私が委員長を務めておまして、教育長、それから総務課長がメンバーでございます。この3人で彼の処分をどうす

るかということ協議いたしまして、まんのう町にもそういう規約もございますので、その中でこういう結論を出したということでございます。以上でございます。

**○大西樹議長** 14番、大西豊君。

**○大西豊議員** 初日の日の全員協議会におきましても、専門家の方からいろいろと御報告がありました、裁判の結果等も含めて。

この元室長がちょうど一般職員から管理職になった時点が一番要返済額のピークに達していたということがうたわれております。任命されたときに、室長に栄転したときに闇金などからのお金の返済のピークに達しとったということで、このことは任命者として、またこの後の中にもあるんですけど、友達からお金を借りたり、また、うわさでは、確かめておりませんが、職員等からもお金を借りたりとか、その他の管理職の方々も私は直接、間接、そういうことをお聞きしました。

やはり一番は食い止められるときがあったと思います。例えば一般質問の答弁にこんな答えを、僕、まさか出すとは思わなかったんですけど、町長の答弁の中に、課長へ昇格するためには、行政経験年数が15年以上で、かつ、勤務成績が良好でなければならない。どのように判断されたんですか。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 大西議員さんの質問にお答えいたします。

課長、管理職の条件にありますように、経験年数豊かであるということ、今までの勤務形態を見ておきますと、本人、非常に真面目にこつこつやるようなタイプということでありましたので、そういったことを見て管理職に任命したようなところでございます。

**○大西樹議長** 14番、大西豊君。

**○大西豊議員** この依頼した弁護士の報告書にもありますけど、やはり二面性を持っていたようであります。常識で考えて、年利換算1,350%の年次金利、闇金融の返済が室長に栄転したときにあったということで、職場であれば、これだけの取立てがあるのであれば、直接、間接、そういう雰囲気といいますか、庁舎内でも若い人、管理職、町長、副町長、やっぱり風通しをよくして意思の疎通をしていかなければならないと思います。私は複数の職員から友達関係からお金を借りとる事実とか、いろいろギャンブルをしているとかいうことは、確かめていませんけど、聞いております。町政運営にも一般企業のよいところは取り入れ、例えば普通の企業であれば、仕事の効率をよくする、働きやすくする、ミーティングは必ずしていますよ。ましてや、3人や4人の室であれば、それぞれの行動によっておかしいとか、僕は分かると思うんですよ。

町長の答弁では、2班に分けて、二度とこのような不正が起こらないように訓示をしておるとかいうけど、これは事件として犯罪を認めております。今後どのようにやっていくかということが重要であります。何ぼ厳格な規則を作っても、やはり情報公開をしなかったら、我々議員も判断できません。

もし仮に2月4日時点で監査委員なり議会に対して、公務でなくても、公に準ずるよう

なお金を、もし不正行為を行っているのであれば、やっぱり知らせて、これがもしそういう処分がなかったら、あの頃にも億の単位のお金を引き下ろしたり入れたりしとるので、もう少し損金が増大しとったと思いますよ。

今までこの案件について何回か一般質問をしてきましたが、外部に委託、外部に委託、それはあの内容だけで、今、いろいろ議員が今まで質問してきたことが入っていない部分もあります。委託ですので、これとこれを調べてくれれば委託をしてくれますけど、昨日、今日と一般質問した中で、この専門家の弁護士さんも初めて聞くような案件があったようであります。二度と同じことを繰り返さないために、言葉だけでなくして、職員全体も考えないかんけど、町長、副町長ももっと考えるべきではないですか。再度、お願いします。

**○大西樹議長** 副町長、栗田昭彦君。

**○栗田副町長** 大西議員さんの御質問にお答えします。

改めまして、今、お話をいただいたことを拝聴しまして、私の責任が重いということを変えて反省をいたしております。申し訳ございませんでした。

今後は職員の意識を高めて、二度とこのような不祥事を行わないように意識改革、そして、それに類する規定とかというのを含めまして、なお一層の私の立場としての職員の管理をやってまいりたいと思いますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

**○大西樹議長** 14番、大西豊君。

**○大西豊議員** この問題、いつまでも発言し続けることはやめさせていただきますが、この2月4日、事前におきまして、そういうことがいろいろ直接、間接、職員及び職員の周辺から出ていたこと、また、地元の方が複数の議員の方に対してもいろいろ発言したり相談をしたりしていたようでございます。

そういう中で、特に今回の場合は公務員でありますので、そういうことについては、やはりもう少し厳正に調査をし、くどいようですけど、常に上位法に従って町政運営をしておることがうたわれております。素人でも、ちょっと出してみたら、当初、一般質問したときには、私も公金でないから調べなかったいうんは仕方がないのかなと思っていろいろ見てみると、公金でなくしても、そういうことが上位法でうたわれております。報酬の多い方、上位の職員、管理職は特にそういうことは肝に銘じていただいて、積極的に副町長、町長に対して遠慮なく発言し、民主的なまんのう地区に住みよいまちづくりを進めていただきたいと思います。1番目を終わります。

**○大西樹議長** 1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可します。

**○大西豊議員** 同じ問題ですが、その他の損金はなかったのかということですが、昨日も同僚議員が質問し、数字的にも60%にも及ぶ補助金を出しとるとかということもありました。そういうことで、その他の損金はなかったかということについての答弁をいただきたいと思います。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 大西議員さんの二つ目の質問にお答えいたします。

その他の損金はなかったのかについてでございます。

町の財産の損失として発生した額は、三和会計事務所の会計監査により合計2,863万3,768円と判明しております。この金額は当初の町の計算とも一致しており、これが全ての損金と判断いたしております。

元職員は上記全額について横領の事実を認めたため、令和元年7月23日に損害確認書を作成した上で、町は上記全額に加え、定期預金の中途解約による利子の損害及び遅延損害金及び申立手続費用の合計2,866万6,230円の損害賠償を求めて、令和元年11月8日に善通寺簡易裁判所に支払督促を申し立て、同月12日に支払督促命令が発令されております。この支払督促命令は、元職員が異議を述べなかったため、令和2年1月16日に確定いたしております。

このため、既に元職員の民事上の損害賠償責任は裁判所において認定されており、元職員の財産に対する強制執行は現在でも可能でありますので、よろしくお願いたします。

○大西樹議長 14番、大西豊君。

○大西豊議員 再度、お伺いします。この金額以外にはないのですか。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 大西議員さんの再質問にお答えいたします。

先ほども申しあげましたように、三和会計事務所の会計監査により出ました金額、また、町の当初の計算とも一致して、これが全ての損金と判断いたしております。

○大西樹議長 14番、大西豊君。

○大西豊議員 町長の発言を信じて疑わないところでございますが、昨日もこの件について質問がありました。今後は監査に委ねたいところでございますが、冒頭、私が申し上げましたとおり、外部監査を委託してでも、町がこれで調べてくれた以外は調べてくれません。弁護士さんも案件だけしか調べてくれません。そういうことも含めて、今後は監査委員の今後の定例監査に委ねたいと思います。ないことを祈りたいと思います。2番目を終わります。

○大西樹議長 2番目の質問を終わります。

続いて、3番目の質問を許可します。

○大西豊議員 これも同じ案件ですけど、町の公金着服事案について、町の被害額は取り戻せるのか、また、この損金の対応はどのようにするのかお伺いします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 大西議員さんの3番目の質問にお答えいたします。

公金着服事案について、町の被害額は取り戻せるのか、また、この損金の対応についての御質問でございます。

まず、町の被害総額3億円基金の途中解約による損失利息38万8,792円を含め、

2, 902万2, 560円のうち、令和元年度中に114万330円が返還されております。残りの金額につきましては、民事上の損害賠償請求権が発生していること及び刑事裁判において元職員自身は公判廷で社会復帰後に被害弁償を継続していきたい旨を述べております。3年の刑期を終えて社会復帰した後には、全額返還を求めて請求行為を継続してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

**○大西樹議長** 14番、大西豊君。

**○大西豊議員** はっきりしない答弁でありましたが、やはり先日の弁護士さんのお話にもありましたけど、不可能に近いような言葉いうんか、そういうニュアンスに聞こえました。やはりそれぞれの立場の人がそれぞれのときに判断を誤れば、こんなに3,000万円近くの損失が生じてきます。もし地元の人が町へ言うてくるということは、よっぽどでなかったら言うてきませんよ。やっぱり住民の声を無視するということは、町民を裏切ることになりますよ。

ちょうどまんのう町も平成18年3月20日に合併しました。町長もまんのう町がこんなに広がって、大変なことであるので、月に1回、支所へ行って、みんなの声を聞く。本当にあのときに町長の言われた言葉、マニフェストを私は信じていました。

今回は、わざわざ本当に言いたくないことも町へ言ってきました。やはりそれは軽視してはならないと思います。軽視したことによって、法律的に、これ、処分しなかったんが正しかったかどうかは分かりません。しかし、上位法を見る限りは、普通の会社だったら、その時点で配置転換ですよ。もしそういう自治会のお金とか個人のお金を取ったということが、本人も認めたいことの報告があったように思いますけど、そうでないですか。法律的なことは分かりませんが、最後に副町長にお伺いします。

常に私たちは上位法に従って町政運営をしとると思います。そのことについて、副町長の判断をお聞かせいただきたいと思います。

**○大西樹議長** 副町長、栗田昭彦君。

**○栗田副町長** 大西議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

先ほど私が申し上げたことが重複するわけでございますけども、まんのう町の懲戒処分委員会というものがございます。その中には、まんのう町が作成しております懲戒処分に関する規定がございます。今回につきましては、その規定に基づいて委員3名でそういう結論を出したということでございます。以上でございます。

**○大西樹議長** 14番、大西豊君。

**○大西豊議員** まんのう町の懲戒処分規定というのは私は分かりませんが、もしこういう案件が出てきた場合、また同じことの繰り返しになると思いますよ。満濃町においても、過去においてもこういう同じような案件があって、執行者は法令遵守してやっていくということでありましたが、不幸中の幸いであるかどうかは分かりませんが、全て家族がしまいしております。2,000万円以上のお金も家族がしまいましたケースがあります。今回の場合は弁済されておられません。

(三好勝利議員退席 午前11時12分)

特に今回の一般質問におきましても、多くの方が新型コロナウイルスの影響による生活の影響、所得の低減をうたわれております。その中で、私はもうちょっと上位法を尊重していただき、できれば懲戒処分の委員会の資料を提出いただけませんか。

**○大西樹議長** 総務課長、長森正志君。

**○長森総務課長** 大西議員さんの質問にお答えします。

今の資料の提供でございますが、まず、ホームページを見ていただくと入ってございますが、改めてその資料関係については提出可能でございますので、よろしく願いいたします。

**○大西樹議長** 14番、大西豊君。

**○大西豊議員** 総務課長に、再度、お伺いします。

今回の判断は正しかったんですか、上位法に照らし合わせて。

**○大西樹議長** 総務課長、長森正志君。

**○長森総務課長** 大西議員さんの質問にお答えしたいと思います。

懲戒処分委員会においては、先ほど副町長申しましたとおり、委員長が副町長、そして教育長、私、総務課長の3名で判断基準を定めている中で、過去のほか自治体、そして当町の過去の事例等も含めて、その点で協議をして結論を出させていただいたということでございます。

大西議員さんがおっしゃるとおり、ここ最近の地方自治法、公務員法等も変わってきてございます。それが的確かどうかという判断も含めて、当然、反省というか、すべき点もあります。それが現状維持でいいのかどうかという点もありますが、それについては、今後、今、おっしゃっていただいたんで、改めて基準をまた再考させていただきたいと思っておりますので、御理解よろしく願いいたします。

**○大西樹議長** 14番、大西豊君。

**○大西豊議員** 担当課長のほうから、今、発言がありましたが、信じて疑わないということで終わります。

**○大西樹議長** 以上で、14番、大西豊君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

10番、白川正樹君、1番目の質問を許可します。

(三好勝利議員入室 午前11時16分)

**○白川正樹議員** それでは、議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。今回は1問だけです。仲南産直市の現状と将来はについてを質問いたします。

空の夢もみの木パークは仲南産直市を併設した道の駅です。ネットでは新鮮な野菜などの農産物や地元の生産者が作った総菜、菓子を販売している。また、二宮忠八飛行館も併設されていて、飛行に関する資料が展示されていると紹介されております。

仲南産直市は有限会社仲南振興公社が経営しています。経営状況の報告がタブレットに載っていますので、ちょっと見てほしいと思っております。

タブレットの中の総務委員会の中の企画政策の中の所管事務調査で、令和2年5月25日の資料3に仲南振興公社のことが載っております。

それを見ますと、仲南振興公社は27ページありますけれども、そのうちの6ページ目の損益計算書の中に、上から16段目、営業利益のところを見ると、マイナス1,098万6,993円になっております。最初の質問で赤字は幾らかを問う予定でしたが、タブレットに答えがありました。ちょっと勉強不足で申し訳ありません。産直部門と塩入温泉部門の赤字の合計が約1,100万円です。これを365日で割ると、1日約3万円です。赤字3万円を少しでも減らすための方法を考えましたので、お願いいたします。

販売に関しては、従業員は赤字が続いているのを認識し、危機感を持って仕事をしているのか。下から5段目の補助金収入として、平成31年4月1日から令和2年3月31日までは800万円、その前の年は500万円、町から補助金収入があります。このお金は平たく言えばまんのう町民のお金でございます。

次、お客さんが例えば訪れたときに、私もそうなんですけれども、いらっしやいませ、帰りにはありがとうございましたというのがなかなか聞こえてきません。自然に言えるような従業員の意識改革などを行っていますかどうか、それをまたお聞きします。

それで、例えば古い従業員さんだろうと思いますけれども、意識が変わらなければ、従業員を変えるか、新規に募集する予定はあるのかどうかをお聞きいたします。

それと、さっきのいらっしやいませとありがとうございますのことなんですけれども、レジから、お客さんが入ってきたときに見えたら、いらっしやいませは言えるようになるだろうと思うんですが、今、レジから見えないので、町の負担になると思うんですけれども、大胆に中をリニューアルする考えはあるかどうかをお聞きいたします。

それと、これはちょっと通告にないんですけれども、例えば食堂を民間に委託するか、温泉の食堂は規模を縮小か廃止するとかいろいろ検討して、実施もraitたいと思います。

以上5点、町長の答弁をお願いいたします。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 白川議員さんの質問にお答えいたします。

仲南産直市は旧仲南町において農業販売額の減少、農業従事者の高齢化、後継者不足等による耕作放棄地の増加で地域農業の維持が困難となりつつある中、地元農家の有志が集まり、平成5年に農業の活性化を目指し、県下でも早期に産直市として仲南青空市を開設、翌年には活性化の拠点施設として特産品センターの整備を行い、平成15年に現在の「道の駅 空の夢もみの木パーク」（通称仲南産直市）を町が建設し、町内で取れた農林産物や加工品を販売する場所を設け、田舎の味を提供する農村レストランを運営することで生産者と消費者の交流を促進し、農業所得の向上と雇用機会の創出を図っております。

運営につきましては、平成15年に設立された有限会社仲南振興公社が産直部門と温泉健康部門の経営を行っており、現在は町の指定管理者制度により運営を担っております。

創業当初は競合店も少なく、産直市という新鮮野菜を目玉として、高松市等の遠隔地よ

り来店顧客を誘引しておりましたが、現在は同業の産直市が多数出店し、目新しさもなくなり、売上高も減少傾向であります。収益性を向上させるために効率的な経営を目指し、物件費等の固定費の削減を継続的に実施いたしております。

昨年度の仲南産直市といたしましては、売上高の増加と経常損益の改善を目標に、新電気への乗換えなど経費削減に努めてまいりましたが、消費税増税と新型コロナウイルスの影響もあり、売上高につきましては4,847万3,000円で、前期比0.2%、8万9,000円の増加となりました。

内訳といたしましては、産直市の売上高は来客数の減少により前期比1.3%の36万9,000円減少しましたが、出張販売及びその他売上は2.6%の49万3,000円の増加となりました。売上原価につきましては1,306万7,000円、固定費は前期から293万9,000円の減少となりましたが、経常損益としては502万2,000円の赤字となり、厳しい状況が続いております。

従業員に対しましては、平成30年に行った経営診断結果を基に、従業員の意識改革をするよう役員会で働きかけをしているので伝わっておるといふふうに思います。白川議員さんも先般の役員会でも発言をいただきました。従業員の方も肝に銘じておると、このように思っております。

従業員へは仲南振興公社が責任を持ってやるべきではないかと思えますし、役員会においても常に意識改革の発言が出ておりますので、今後も引き続き、経営者による従業員への意識改革を促していきたいと考えております。

また、現在のところ、新規従業員の募集は行っていないということでございます。

そして、現在のところ、リニューアルの計画はございませんが、今年度は国土交通省において、仲南産直市に隣接する道の駅のトイレの改修を実施するというふうに聞いておりますので、よろしく願いいたします。

**○大西樹議長** 10番、白川正樹君。

**○白川正樹議員** 通告にちょっと入ってなかったんですけども、食堂のことなんですけれども、分かればお願いいたします。食堂を民間委託するとか、温泉の食堂を縮小とか、廃止とか、そういう考えはあるんでしょうか。これは通告にないので申し訳ないです。答えられたらお願いいたします。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 白川議員さんの再質問にお答えいたします。

産直市の中の食堂、また、温泉施設の食堂等々いろいろございます。また一時にはコンビニに店を貸したらどうだというような話も出ておりましたが、いろいろ総合的に判断して、今後、進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**○大西樹議長** 10番、白川正樹君。

**○白川正樹議員** 通告にない質問でしたので、申し訳ございません。

それで、再質問、これもまたちょっと同じような内容ですので、通告にないですけど



も、答えられたらお願いいたします。

農産物に関しての提案ですけれども、先ほど、初めのうちはよかったけど、競合でいろんなところできたということで、経営が難しくなってきたということなんですけれども、例えば令和2年の事業計画では、産直の競合による顧客の確保及び地産地消の推進がうたわれていますが、具体的にはどうするのかというような案が示されておられません。例えば産直の場合は、顧客の確保では、同じような野菜を売っておるところがたくさんありますけれども、差別化して、野菜は無農薬とか、有機栽培とか、そういう差別化を図ってやるとか、地産地消では、今は仲南地区の農家が主に多分納品しているだろうと思いますけれども、例えば無農薬とか有機栽培の野菜をするんだったら、まんのう町全体の農家をお願いするとか、いろいろ方法はあると思うんですけれども、その点、町長、どうでしょうか。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 白川議員さんの再質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたように、仲南産直市は旧の仲南町の農業の活性化ということで成り立っておりますので、現在のところも、仲南地区の農家の方の製品を中心に扱っておるわけですが、やはり競合する店もたくさんありますので、まんのう町内で特に有名な、私が聞きましたのは、神野のほうからイチゴが出ておると。そのイチゴは旬の時期には仲南産直市で非常に人気がいいというようなことも聞いておりますので、仲南地区に限らず、まんのう町全体からそういったことも今後は考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**○大西樹議長** 10番、白川正樹君。

**○白川正樹議員** ありがとうございます。仲南産直市といいもって、合併して10年以上が来たので、ほかの団体もいろいろ合併しとるとということなんで、まんのう町全体の農民が納品できるように、またいろいろ考えてもらいたいと思っております。

それで、2020年3月13日の時点で1,173の道の駅があります。香川県はそのうち18駅あります。好きな道の駅を投票してランキングを決めるのがネットで載っております。例えばエピアみかどは1,173のうち480位です。財田のたからだの里は352位です。空の夢もみの木パークは、何と1,173駅のうちの1,034位です。大勢の方が来てよかったと思えるような道の駅になって、投票してもらい、ランキングが上がるようにしたいものです。町長のちょっと感想をお願いいたします。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 白川議員さんの再質問にお答えいたします。

仲南産直市でございますが、今期は御存じのとおり新型コロナウイルス感染症防止及び緊急事態宣言に伴い、時短営業や臨時休業することになり、極めて厳しい状況となっております。現在は通常営業を再開しておりますが、以前の状況に戻るまでには長い時間がかかるのではないかとこのように思いますし、現状として経営の資金繰り、従業員の維持など、難題に迫られておるところであります。

しかしながら、今年度には待望の新猪ノ鼻トンネルが開通となる予定で、異常気象時や冬季の通行も安全に行うことができるようになるとともに、10分程度、移動時間を短縮することが可能になりますことから、徳島側、香川側、両方から往来が増えることが期待されております。

いまだ厳しい状況ではありますが、地元の新鮮な農産物や地元ならではの特徴ある加工品を買えることができる場所として地産地消の重要な役割を担っておりますので、高齢化の進む本町では農地の保全や農業後継者の育成など、担い手づくりや高齢者の生きがいくりにつながることも期待いたしておりますので、まずは町内の登録生産者約250名との連携により、にぎわいの回復と地域づくりの推進を図り、経営状況や公的支援などについても改善を図りながら進めていかなければならないと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

**○大西樹議長** 10番、白川正樹君。

**○白川正樹議員** ありがとうございます。これを見ていますと、1か月に一遍ぐらい、いろんなイベントをしておるようですけども、もう少しインパクトのあるイベントをして、表へテントを張っていたら、横を通る車が、何があるんやろかと止まってくれるような画期的なイベントをまた考えてもらいたいと思いますし、言うだけはいかんで、何か案を出さないかんで、言うのは誰でも言えるんですけども、具体的な案をまた役員会ででも出してみたいと思います。

それで、最後、ちょっと大胆な提案なんですけれども、まんのう町には二つの振興公社があります。エピアと仲南産直市を、将来、統合する考えとか、そういうのはあるんですかね。ちょっとお聞かせください。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 白川議員さんの再質問にお答えいたします。

ことなみ振興公社は公益財団法人でありますし、仲南振興公社は有限会社仲南振興公社ということで、成り立ちが少し違うんではありますけども、そういったことも将来的な選択肢の一つとして十分検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

**○大西樹議長** 10番、白川正樹君。

**○白川正樹議員** ありがとうございます。やっぱり農家の人が野菜を出している人も助かるし、道の駅を訪れる人もいい道の駅だったとすることができるように、これからもいろんなことに知恵を出して、まんのう町の農家の方とかお客さんとかのために、よくなるように頑張っていってほしいと思います。以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

**○大西樹議長** 以上で、10番、白川正樹君の発言は終わりました。

ここで、休憩を取ります。

議場の時計で1時まで休憩といたします。

**休憩 午前11時36分**

## 再開 午後 1時00分

**○大西樹議長** 休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

15番、川原茂行君、1番目の質問を許可します。

**○川原茂行議員** 昨日から、コロナ、コロナを何ぼ聞いたか、ちょっと数が読めません。非常に事態は深刻な事態になっております。私は2問、質問をさせていただきます。

人類が地球上に生まれて、初め狩猟民族だったのが農耕民族に変わる。いろいろその時代の変遷に合わせて変わってきた。これ、コロナも一つ大きく変わる転機でなかろうかなと、そういう感覚は、私、持っております。

そこで、まず1番目の農林業振興についてということなんですが、昨日、町長も言われましたように、農地、これは恐らく水田だろうと思いますが、2,150ヘクタール、森林が1万3,000ヘクタール、全国で一番小さな香川県の中では3番目に広い自治体です。

これが、今まではやや町長も恐らく荷物のような感じには思ってはせんけど、大変なお考えだったろうと思います。森林が1万3,000ヘクタールをどう管理するのか。農地の2,150ヘクタールをどういう形でまんのうの特産を生かすのか、いろいろ苦慮されたけども、大変だったろうと思います。

しかし、これはこのコロナという一つの大きな問題が出てきた。コロナの問題で、これは一つの転機になると思う。

それが、戦争のことを振り返ってみますと、この中で疎開された現実を目の当たりにするのはそんなに何人もおらない。私のところも3家族18名ぐらい帰ってきました。大変だったろうと思います。

今、私が言うようなことが現実に取りとるんです。東京近辺、大都会の方が嫁いだ先から子供を祖父のところへ預けとって、事故に遭ったのが、最近、出ましたね、コロナのために。そういうふうにやっぱり人間危機感を感じたら、知恵があるわけですから、逃げるんです。危なくないところへ逃げる。これは本能的なものがあるんですよ。無理に危険なところへ行く必要はない。

これは、町長、私はこの農地を、香川県で言う広大な農地、森林を持つまんのう町の基本的な考え方、基本計画が、今後、変わるんじゃないかと思えますけど、まず町長、これを踏まえてどうお考えですか。コロナがすぐ収束するとは私も思いません。しかし、答えははっきり分かりませんが、これがコロナのおかげで今までとは変わるか、変わらないか、町長のお考え、考えが変わるのであれば、変えていくような質問をさせていただきます。どうですか。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 川原議員さんの農林振興について、通告書に基づきお答えを申し上げた

らと思います。

今、日本の農業は人口減少に伴うマーケットの縮小や農業者の減少、高齢化の進行など、厳しい状況に直面いたしております。

また、産地間競争が激化し、農産物価格が低迷する中で、付加価値の高い農産物を生産販売するなど、もうかる農業経営を実践できる担い手を育成するとともに、担い手が安定的に生産できる基盤の確保や、それを可能にするための体制整備が重要であるというふうと考えております。

まんのう町では、まず農業委員会が農地パトロールや農地意向調査、農地利用状況調査などを行い、遊休農地の発生防止に努めるとともに、町、農業改良普及センター、JA、そして農地機構など、関係機関が一体的に活動して農地集積・集約化を加速的に推進していきます。

担い手育成、確保についても同様に関係機関が一体となって取り組むこととし、新規就農者の発掘に努め、認定農業者への支援なども行い、担い手の不足する地域に対しましては、集落営農に関する説明会等を実施して法人設立への機運を高め、初期費用等の独自支援も行いながら、集落営農法人設立を強く推奨いたしておるところでございます。

また、担い手農家には企業経営戦略に関するセミナーや異業種交流会への参加を勧め、もうかる農業の実践に向けた後押しをしたいと考えております。

次に、生産基盤関係では従来からの農業機械への支援のほか、野菜や花卉など栽培施設の設置についても、園芸かがわ産地構造対策事業など有利な補助事業を利用し、高付加価値商品生産へ取り組む農家の支援をしております。

また、特定農作物関係では、これまでヒマワリ、そばを中心として、農産資源を活用した6次産業化やグリーンツーリズム事業などを進めております。

ひまわりオイルにつきましては、個人向けネット販売のほか、カフェ、レストラン、ホテルなど業務用に納入していますが、さらに美容、健康面など新たな商品開発に取り組み、オイルの販売増進から生産農家の所得上昇へとつながることを期待するところでございます。

今後も、多面的機能支払や中山間地域等直接支払等の交付金事業や鳥獣被害防止対策事業を継続的に実施し、6次産業化にも取り組みながら成長産業になるよう努めてまいりますので、御協力を賜りますようお願いいたします。

森林・林業につきましては、本町には県内でも有数の森林面積、森林資源量を有する地域でありますことから、森林整備の推進とともに森林資源を有効に活用していきたいと考えております。

まず、森林整備の推進についてでございますが、近年の異常気象の増加などを考えますと、森林の持つ洪水防止機能などを適正に発揮させることが重要ですので、造林事業につきましては、植栽から間伐までの事業について、国、県の補助制度に町補助を上乗せして森林所有者の負担軽減に努めるとともに、森林組合や林業推進委員と協力し、事業推進を

行ってまいります。

また、森林資源の活用につきましては、町産材の利用促進は林業振興の要であるとともに森林整備の促進につながることから、積極的に取り組むこととしており、公共施設の建築に際して積極的に町産材を使用するほか、民間住宅につきましても、町産材の使用に対して補助を実施いたしておるところでございます。

森林環境教育として、町内の小学校やこども園を中心に森林学習の支援や積み木体験などの木育活動、大川山での自然体験やツリークライミング体験など、教育現場のニーズに合わせたプログラムを提供する「まんのう町みどりの学校推進事業」を実施しているところでございます。

今後も、森林環境教育や木育の推進について継続して取り組んでまいりたいと考えております。

川原議員さんから御質問のありました今回のコロナウイルスの感染によります状況の中で、今後の農業、また林業を取り巻く環境が大きく変わるんじゃないかというような質問でございましたが、今の現状を見ておりますと、日本の食料自給率は非常に低うございます。今回の外国との交流が絶たれた中で、思うように海外からの品物が入ってこないというようなこともあり、これからは一層自給率を高めていく必要がありますし、今回のこのコロナの事件で、農業、また林業を取り巻く環境も大きく変わるんじゃないかというふうに私も思っております。

**○大西樹議長** 15番、川原茂行君。

**○川原茂行議員** 町長さんの、今、最後の一句ですね、やっぱりさっき言われたのは、今までのまんのう町の計画、基本方針で、私が聞きたいのは、まんのう町のトップである町長が、このコロナの影響で、今後、変わるだろうと。変わってしめて、よその自治体が動いて済んでから動くんでは、時既に遅いんです。変わるという気持ちを前提に今から持っていていただかないかん。ここが大事なんです。ですから、今まで前例がない、よその自治体がやってない、そういう問題と物が違うんです。この機を捉えて、やっぱり変わるころは変えていかんと、恐らく歴史、社会の転換期だと私はそう思っておりますから、町長、この点は十分お考えいただきながら、以後の質問にお答えいただきたいと思います。

それでは、今、町長、なかなか言葉ではすばらしいことなんですが、これ、一つ絞ってまいりましょう。例えば、今度、農機具が公道を走る場合に免許が要ります。その周知の仕方をどうされましたか、お伺いします。農家の方に。

**○大西樹議長** 農林課長、小縣茂君。

**○小縣農林課長** 川原議員さんの御質問にお答えします。

令和元年12月の道路交通法施行に伴い、一定の条件を満たしたロータリーなどの直接型作業機を装着したトラクターの道路走行ができるようになりました。乗用トラクターの性能が走行速度15キロ以上のものや、農作業機を装着した状態での寸法が長さ4.7メートル以上、幅1.8メートル以上、高さ2.2メートル以上の場合には、大型特殊免許

が必要となっております。

この改正については、農協さんとか各メーカーさんのほうには情報のほうが早く流れていたんですけども、国、県のほうからなかなか農林課のほうには情報が届かないこともありまして、一応、農業委員を通じてこのことをお伝え願いたいという形を取ってまいりましたが、町のほうでは広報ができてないのが現状であります。以上、川原議員さんの再質問の回答とさせていただきます。

**○大西樹議長** 15番、川原茂行君。

**○川原茂行議員** 恐らく農協さん、メーカーさんはそれぞれ販売せないかんから、そういうあれもあろうかと思えます。それは担当課長がやっぱりトップで、そういうものはきちんと報告しておいていただかないかん。町長、お聞きになりましたか。この免許制度の話、今まで。じゃあ、町長、お答えいただきます、現実はどうなっておるか。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 私のところも農家でありますので、農協のほうからそういった周知の通知が来ておりまして、それも見ております。ただ、急に変わったものでありますので、それをどういうふうにして農家の方に知らせていくかということは、まだ十分検討しておりませんので、よろしく申し上げます。

**○大西樹議長** 15番、川原茂行君。

**○川原茂行議員** 私は冒頭にまんのう町のトップ町長さんと、こう言うたんです。その町長さんが農協のパンフレットを見て知りました。それで住民に納得していただけるとお思いですか。どうですか。

ちょっと付け加えます。現実には既に検挙された方がおります、まんのう町内で。これはなぜかという、十分徹底してなかったもんだから、公道を走って、無免許ですから、一般の自動車の免許が停止になるわけです。農機具はもともと持ってないんやから、無免許です。罰金が要るんかいうたら、罰金だけだったら、あしたの仕事に差し支えないかも分からん。しかし、持っている自動車等の免許、今、持っている免許が停止になるんですよ。大変なことなんです、これ。それが行政のトップである町長が、農協のパンフレットを見て知ったということは、私はいかがなものかと。これをどう思いますか。現にそういう免許停止になった方が何名かおります、まんのう町内に。そういう方にどう思われますか。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** そのパンフレットといいますか、周知の文書が送られてきたのを見たということでございますし、いろんな方が話ししておるのを聞いても、そういうことになったんかなというぐらいの認識しかありませんでした。

**○大西樹議長** 15番、川原茂行君。

**○川原茂行議員** 私、これ、本会議での一般質問ですから、ちょっと控えたいところもあるんです、私自身が。町長さん、これ、本当に免許を取られてしまう。停止になる。明るく日から仕事に行けない。こういう現実で、その次に参ります。

その続きなんですけど、今度、受講するのは、大勢おって、今すぐはいかない。恐らく私の知る限り、一番最優先してくれるのが認定農業者、2番目が営農集団のオペレーター、3番目が農大の学生。学生は期間中に全部、早いか、遅いか、受けますけど、その次なんですよ、一般の方は。順番が来ない。これを行政庁として何とかお考えにならないかんだろうと私は思うんですが、どうですか。何かこれからのそういう免許なしで検挙された場合の方が大勢出てくると大変なことになるんです。その対策はどうですか。何かお考えですか。

**○大西樹議長** 農林課長、小縣茂君。

**○川原茂行議員** 私、町長に聞きよるけど、かまんの。私がかまんで。トップの判断と理解しますよ、私は。

**○小縣農林課長** 川原議員さんの再質問にお答えいたします。

農大の講習については、令和2年度で実施する年間6回の講習を26人実施するんですけども、もう既に受講者は決定しており、いっぱいとなっております。キャンセル待ちは、現段階では対応が不可能になっておることを聞いております。

今、農林課としても、農業会議と県のほうに何とか対応をお願いしてることの要望は行っており、県が、今後、この農業大学校のような農大の免許取得の講習を計画してるのということまでは、詳しい話までは聞いてませんが、県のほうが計画している段階であるということは聞いておりますので、よろしく願いいたします。

**○大西樹議長** 15番、川原茂行君。

**○川原茂行議員** そうしますと、今までも特にトラクター使われとったけど、まんのゆる抜きが6月15日、ましてこれから頻繁になってくるだろうと思うんですが、取りあえず間に合わない場合、そこら辺の対応策、緊急の対応策、町長、どうですか。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 川原議員さんの質問にお答えいたします。

道路交通法が改正されたということで、こういう事態が起こっておるということでございますし、当然、こういう事態が起こることも想定はされておったのではないかなと思いますが、実際に起こっております。このことにつきましては、町でどうこうということではできませんので、十分、県なり国なりのほうへ現状を訴えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**○大西樹議長** 15番、川原茂行君。

**○川原茂行議員** これ、道交法のものと一緒になるから、そこら辺のものは難しいところはありますけど、取りあえずは検挙せられんようにせないかん、まずは一番、周知して。それをどうするかと、こっちが先なんです。

免許はなかなか、今さっき言った、認定農業者であれば大半の方は持ってます。新しい方が農の雇用等に入ってきて、18か月して受ける資格ができれば、最優先でそれは窓口開いてますけども、一般の方が何人もぼんと、それはとてもじゃないがいけないんです。

でも検挙せられんような対策をどうお考えですかと言ひよる。トラクターに乗るなとは言ひえない。しかし、公道では走るなと言ひわないかん。そこをどうするかと言ひよる。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの質問にお答えいたします。

まんのう町のほうでは、町民の皆さん方への告知ということになりますと、まんのう広報で出すか、また、告知放送等で町民へお知らせしていきたいなと思ひます。

○大西樹議長 15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 これ、今、おっしゃる広報、告知放送、それは早くやっておかなきゃいけなかつた話だけでも、今からでもやらないかんです。でも時間がかかる前に、徹底してみんなに行き渡るだけの対応策。例えば、自治会長にお願いするか何かして、即、便をせな、現実の問題として検挙された方がおるわけですから、これは一刻の猶予もならん。4日、1週間たちよるうちに、3人、5人がやられたら、大変なことなんですよ。そういう対応を、即、みんないける対応策取れますか。取っていただけますか。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの再質問にお答えいたします。

広報、告知放送以外ということになりますと、チラシで回覧板で回していただくとか、自治会長さんに手紙を出して、そういうことをそれぞれの自治会で周知していただくことになろうかと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○大西樹議長 15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 それでは、緊急の事態として最善の、早く皆さんに行き渡るような通知の方法をお願ひしておきます。

それで、その次はヒマワリの作付17ヘクタール余りで、昨年度の売上げが1,100万円ぐらいで、今後、ヒマワリをどういう振興をしていくのか、ちょっとお聞ひいたします。

例えば面積を増やせば生産量が増えるわけですから、商品がようけできる。多くできれば、その商品を多く売らなきゃいけないというルートで純益を上げる計算は、どういう方程式をお持ちですか。

○大西樹議長 地域振興課長、松下信重君。

○松下地域振興課長 川原議員の質問にお答えします。

昨年度は約17.6ヘクタールのヒマワリの作付がありまして、約11トンの種の収穫をしております。今現在、大方この10トンぐらいが種として保管をしております。この昨年取れた11トン、これで今のひまわりオイルの180グラムの瓶に換算しますと、大体1万2,000本のひまわりオイルができることになります。平成元年度にこのひまわりオイルの販売したものを180グラムに換算しまして、約6,000本、それと業務用とかドレッシングなんかに使ったものでおおむね7,000本ぐらいかなというふうなことになります。



昨年度、ひまわりオイルのほうは伸びてございますが、まだまだ作付に対してそこまで追いついていないというふうな状況でございますが、今後、販売店とかそういったところへもっと周知して、伸ばしていきたいとは思っております。

その次の年になりますと、天候状況もヒマワリに対しては大きく左右されると思います。そういったところで、保管部分も必要になろうかと思っております。今年が約17.1ヘクタールの作付になってございますので、おおむね昨年と同等ぐらいのヒマワリの種が収穫できるのではないかなというふうには思っております。

こういった、今、コロナの状況で、昨年度みたいにはひまわりオイルが販売できるとは今のところ思っておりません。そういったところから、議員さんにもお願いしておりますが、このひまわりオイルをお中元等に使っていただくとか、今回、次の広報でも町民にそういったところを使っていただきたいなというふうに広報して、何とかひまわりオイルの販売につなげていきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

**○大西樹議長** 15番、川原茂行君。

**○川原茂行議員** 昨年度は17.6、今年が17.1、やや似とるけど、微減ですね、面積が。ということは、私は将来的に特産品、まんのう町長を委員長として推進協議会も発足した。これはあくまでまんのうの特産品にしていくんだという強い意志の下にヒマワリが、今、動いております。そうすると、やっぱり面積でいう、冒頭に言う農地が例えば、これは水田ですけど、畑を入れたらもっと増えると思いますが、その中でヒマワリを植えていくんだったら、当然、1割植えたら、200ヘクタール超えないかん。これは目標かも分からん、何年か後の。でもそちらへ向いて一歩進むのであれば、去年が17.6であれば、減っちゃいかん。今年20いきました、25いきましたというんであれば分かるんです。

そこで、協力隊が、最初の方、お辞めになったね。辞められた理由をお聞きすると、新しく、今度、女性の方が入られましたね。その方の活躍する場所をどうお考えになっておるのか。最初の方が辞められた理由。次、女性の方が入ってこられた、ヒマワリに対する魅力があると思って来られたんだろうと思いますから、そこらのことを踏まえてお願いします。

**○大西樹議長** 地域振興課長、松下信重君。

**○松下地域振興課長** 川原議員の御質問にお答えします。

昨年度参っておりました地域おこし協力隊のほうなんですけど、私が聞いている限りでは、自分が思っていた構想とは違ったことだったというふうなことで、私には合っていないかなというふうなことで辞められたというふうなことをちょっと聞いてます。

今年の5月1日から来ております地域おこし協力隊については、まだまだ町民がひまわりオイルを使っていないというふうなところがありますので、そういったところを、町民がこのひまわりオイルを使っていただくような、何か簡単にできるようにとか、使いやすというようなことを、食として研究をしていただくような活動、また、PR活動をしていただ

くようにというふうなことで、今、計画をしてございます。よろしく願いいたします。

**○大西樹議長** 15番、川原茂行君。

**○川原茂行議員** これ、非常に難しい問題だろうと思います。当然、我々ももろ肌脱いで押さないかん問題です。

今度、これに関連して、返礼品にひまわりオイルを、オイルだけじゃなくて、ヒマワリを使う方法も、これはPRするいい手段だと思いますが、その中に、香川県はオリーブなんです。香川県が推奨するのはオリーブ。まんのう町が推奨しておるのがヒマワリ。100年ぐらいの差はあるんですから、相当向こうが前進しておるのはお互いに理解しておると思いますが、この返礼品の中にオリーブ豚をまんのう町が出しておる実績があるわけですね。これをどう解釈されますか。ヒマワリ豚であれば、当然、誰もが納得いける話なんです。オリーブ豚をまんのう町が返礼品に使う。これ、いかがですかね、町長。町長がお答えになってくれんなら、これ、いかんがな。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 川原議員さんの質問にお答えいたします。

ふるさと納税の納付額につきましては、令和元年度は2,250万円の寄附がございました。年々、増加はいたしておりますが、他の市町に比べまだまだ少ない現状でございます。

寄附額が少ない原因の一つとして、返礼品の種類が少ないことが考えられますことから、返礼品の種類を増やしてまいりました。町内でオリーブ豚を扱っていたことから、追加してきましたが、2年前から返礼品にはまきを追加したことで、まきが大きく伸びております。返礼品の第1位はうどん、2位はまき、3位はオリーブ豚、次いでお菓子、ひまわり牛、ひまわりオイルと続いております。

町の特産品であるヒマワリ関連商品が伸び悩んでおりますので、今後は町のPRとともにヒマワリ商品をPRしておきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、まんのう町の特色ある返礼品についても、今後、十分検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

**○大西樹議長** 15番、川原茂行君。

**○川原茂行議員** ヒマワリ、実際、耕作しておる同僚もおります。私も手伝いをおるわけですが、これは大変なんです。皆さんが本当に腰を入れてやるというんだったら、町長以下も、面積は別として、町長、私のところも農地が1ヘクタールあるいうて前に言われよったから、その中の何ほかでもヒマワリをお作りになったらいかがですか、副町長、どうですか。

なぜ私がそういう無謀な発想を持つかといえば、現実に返礼品にしてでも数が少ないからやるような中途半端じゃ、このヒマワリなかなか成功しませんよ。本当に必死で死に物狂いでやらんといきませんよ。今、耕作されておる方が辞める可能性がある。割に合わなかったら、人間生活できんようになったら辞めますわね。その方が推進して機関車となっ

て引っ張ってくれよるうちに、どんどん増やしていくぐらいな腰を見せんと、私、それはちょっと大変だわ言いよるうちに、先、やられよる方が、もう実績、これは計算に合わんわと。作っても割に合わんと辞められたら、もう終わりなんですよ、これ。辞めんように、当然、最初からやっておる人は維持していただかないかん。面積、できるだけ増やしていただかないかん。新しい方が増えていかないかん。それが特産品なんです。中途半端な考えだから成功しないんです。川原、そこまで言うなというのであれば、みんなが作ってくれたらええんです。ほんなら分かりますわ。私も言うのをやめます。それぐらい厳しい中で耕作してくれよる方が牽引してくれよるのを、辞めんでええようにしていく。新しい人が、耕作者が増えていくことによって、生産量が増える。でも、出口がまた大変なんです。これは一緒にならないかん。

だから、さっき言う返礼品が少ないからオリーブ豚も入れましたという町長さんのお考え、そういう中途半端な考えでは、私は駄目だと。何が何でもヒマワリでいきますよという腰がない限り、なかなか難しい。かといって、町の財政力から考えて、今、ヒマワリのほうへ何ぼでも何十年も補助金出すばかりでも、それはまたたまらん。お互いにやっぱり生産者が一本立ちできるようにしむけていかないかん。それをどうするかなんです。中途半端な考えをお持ちになっておるから、私はここで問いますよ。

まんのう町の返礼品も、私に言わせたらもってのほかだと。私はそれぐらい腰を据えてかからなったら難しいよと言いよる。それ、町長、どうですか。それは仕方ないとおっしゃいますか。推進委員長、副町長さん、どうですか、委員長として。推進委員長が作らなったら、ほかのもん作れへんがな。

**○大西樹議長** 副町長、栗田昭彦君。

**○栗田副町長** 川原議員さんの御質問にお答えさせていただきたいと思います。

今のお話の中で、最重要課題はやはり出口戦略だというふうに私は思っております。出口がなければ、出口の整理ができなければ、それに関連する入り口といいますか、生産も当然計算できませんので、まず優先順位としては出口、いかに販売量を増やしていくか、それを最重要課題として今後検討して、工夫を重ねて議論を重ねていきたいと思っておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

**○大西樹議長** 15番、川原茂行君。

**○川原茂行議員** 出口が一番難しいのは当たり前なのは分かっておるんです、誰でも。方法なんです。じゃあ出口でこういうPRをしますよというのをどう考えておるのかお聞きします。例えば、メディアにテレビでぼんぼんいくのか、まんのう町民の方に理解していただいて、1本ずつでもみんなに買っていただいたら、1万数千本は売れる。これは渡すんでなしに買っていただくぐらい理解があれば、理解がなかったら買ってくれない。でも地元の人がよそへ向いとるのに、なかなかよその人が買いますかというのが、これは常識論なんです。町内の方にどう理解を求めていくかというのが一番大事なんです。この点をどう思われますか。出口なんです。

○大西樹議長 副町長、栗田昭彦君。

○栗田副町長 川原議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

この出口がなかなか今は狭くて、暗くて、どこに出口を探していいか、まさに悩んでいるところでございます。

今、川原議員さんがおっしゃられた、町民の人になお一層知っていただく、これは非常に重要なことだと思います。過去にそういう戦略も取ったことがございますけども、私が聞いている限りでは3割程度だったのですかね、取りにこられた方も。

そういう意味で、今回、松下課長が先ほど申しあげました地域おこし協力隊の隊員が新しいヒマワリに関するレシピを考えていただいて、親しみやすい料理を町民の方に分かりやすく紹介する、これも一つの戦略でないかというふうに思っております。

これをすれば絶対に明るい出口が見つかるというのは、なかなか難しいことだと思いますけども、いろんな工夫をして、その中には民間の企業の手もお借りするということがございます。

一昨年でしたか、まんのう町にゆかりのございます大阪の幸南食糧という会社がございまして、この社長さんにも来ていただきまして、アドバイザー業務という契約も締結しております。そういうのを利用して、多方面におきまして販売戦略を、今後、工夫して進めてまいりたいというふうに思っております。

○大西樹議長 15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 もう時間がなしになりますから、この問題は執行長、執行部以下、議会も一致団結して出口、そしてまずは町民に理解を求める。理解を求めなんだから、まんのう町の住民がヒマワリはどこに作っとんな言いよるんでは、よその人が買ってくれるわけないんですよ。どこへ行ったって、何千軒の方が井戸端会議で話しよるときも、うちはヒマワリだという認識を持っていただければ、これは出口が見えるんです。そこを一つ努力していただくように。当然、我々も全力投球をいたすことを誓いますが、執行部も町長以下よろしく願い申しあげて、1問目を終わります。

○大西樹議長 1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可します。

○川原茂行議員 続いて、自主防災組織、昨日、今日と同僚議員からもこれに関係する質問がございました。私もこの自主防災組織の中でやっぱり一番大事なのは自助、共助、ここまです勝負だと思っております。 (三好勝利議員退席 午後1時47分)

ちょっと気になる点が、昨日から町長の口から2回、3回ぐらい聞きましたかね。避難所を31か所から増やすつもりはないというのがちょっと引っかかっておるんです。地元からここはどうしても、この地区はここでなかったらいかんだろうというのが出てくれば、増していただきたい。これ、31プラスそういうお考えでよろしいですか。はい。じゃあそう解釈させていただきます。

やっぱり一番近所、自分が日頃からどうやって、ここらですから、海の津波が来ること

ない。山津波だけです。池の決壊、山津波、河川の氾濫、この三つぐらいを大体気をつけとったらい。その場合に、やっぱり高齢者の方もおいでですから、町の職員が行っても、なかなか個人情報とかいろいろあって難しいところがある。ただ、自治会の方は、私のところの自治会、90の方がこの部屋でおりますというのは全部分かってますよ。それぐらい調べとかんと、間に合わない、はっきり言って。ここのおじいさんやおばあさんおったけど、どこでおるんか知らん言いよったら間に合わんのですよ。それぐらいやっぱり自治会組織というか、自主防災組織というのは、もう少し角度を変えて見ていただければいいんですが、町長、どうですか。

(三好勝利議員入室 午後1時49分)

例えばコロナの問題で、小さな部屋で、一つの場所であんまり密集させてもいけない、密閉させてもいけないというようなときに、やっぱり分散していくのも当然あるかと思いますが、自分は、この地域の方はここへ行きますよと、常日頃から訓練しとかんと、間に合わないんですよ、これは。人間は、本来、私のところは訓練しました言うても、実際にやってなかったら、間に合わない、日頃からやってないと。訓練しておれば、自動的に体がそっち向いて行くんですよ。そういう自治会組織の在り方に対して、これ、総務課長さんに聞いてもいいんですが、もう少し目を開けて訓練するような、意欲が湧くようなお考えないですか。

**○大西樹議長** 総務課長、長森正志君。

**○長森総務課長** 川原議員さんの質問にお答えしたいと思います。

今、お話ありましたとおり、非常に防災については喫緊の課題と行政のほうも感じております。最近の特にコロナの影響もありまして、昨日も川西議員さんの質問もありましたが、地震と併せてコロナの中で起きたときにどうするかということも含めて、担当職員では危機意識を持っておりまして、これまでの間、数年間、特に仲南のほうで熱心でありまして、地域を挙げて小さいお子さんから高齢者の方まで、一同に避難訓練をしていただくという経緯もありました。その避難の中で避難ルートですね、先ほど話がありました河川であるとか、池であるとか、そういったところを目視しながら、危険箇所も把握して、そういった行動もしていただいております。そういった方につきましては、いざ有事があったときに、100%、そのとおり行動できるかどうかは分かりませんが、そういう経験というのは非常に大事だと思っております。そういった意味で、ほかの琴南、旧満濃地区ですね、そういったところがややというか、かなり遅れている状況は非常に認識しておりまして、ぜひとも仲南のモデル地区というか、そういったところを見ていただいて、自分のところの地域は自ら守るという意識を持っていただいて、ぜひともその点についてはお願いしたいと思いますので、また、併せて皆さん方の協力もいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**○大西樹議長** 15番、川原茂行君。

**○川原茂行議員** これ、自主防災の訓練するのに、またいろいろな方法があるんです。初歩的には南部消防さんの訓練状況を指導していただかないかとか、いろんな方の講話

も聞かないかんとか、しかし、一番問題は、現場は地元の方が一番よく分かるとるんですよ。よそから来て理屈言うよりは、地元の方が一番よく分かるとる。ですから、私が聞きたいのは、一つの訓練することに対して、今、角度2か所あるんですか。助成金、一人に何百円出てますね。これをちょっと工夫していただきたい。その輪を広げていく一つの水向けになるように、それはどうですか。

**○大西樹議長** 総務課長、長森正志君。

**○長森総務課長** 川原議員さんの再質問にお答えしたいと思います。

自主防災に関連する補助金であります。これは申請があった組織に対して、今現在、補助を出させていただいております。活動内容につきましては、要綱等で定めて、それに対して申請をいただいて、事務上はしているわけなんです。それをもって各地域でどういう活動をしているか。要は、補助金に対してどれだけの効果がある活動をしていただいているか、それはお互いに見えてない部分もありますし、町行政がもちろんしていなければいけないわけなんです。そういったことも含めて、補助に対する活動の内容、それをできるだけ発信したいと思っておりますし、現に行っている地域の方においても、まだしてないところを含めて発信いただけたら非常にありがたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**○大西樹議長** 15番、川原茂行君。

**○川原茂行議員** もう時間が本当になくなってしまいました。そしたら、最後の詰めとして町長さんが。今、総務課長さんがおっしゃる気持ちはよく分かる。これは当然自主防災に助成出して、活動しよらなんだらたまらん。たまらんけど、もっとたまらんのは、もろた命をほうるほうがもっとたまらん。そこの指導なんですよ。自治会、自分のところが助成金だけもろて、何ちゃせななんだら、自分の命が先なくなるだけの話ですから、これはもっと大変なことが起きるわけです。そこをうまくミックスして、機器材の使い方から始まって、いろいろな訓練あると思います。一つの池が決壊する、山が崩れる、河川の氾濫がある、特に山の辺はこうなりますけども、満濃池が決壊したら、ちっとは単純なんかも分からんけども、そういうことも当然お考えになっておかないかん。

私が言いたいのは、最終的にみんなが自分の命は自分で守るといふ、そういう認識を持つことを助成していただけるようなことをお願い申し上げて終わらせていただきます。よろしく願いします。

**○大西樹議長** 以上で、15番、川原茂行君の発言は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

なお、次回会議の再開は、6月12日、午前9時30分といたします。本議場に御参集願います。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

**散会 午後1時56分**

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年6月3日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員